

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦
 西宮市監査委員 佐竹令次
 西宮市監査委員 板戸史朗
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 八木 米太郎 様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 総務局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（総務局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和4年2月7日報告監第9号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和4年2月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P3

1 適正な支出事務

納品確認印や検収確認印のもれは、単なる押印もれの問題ではなく、当該支出負担行為における債務の確定に関わる重要な手続のかしであることを十分に認識し、改善に取り組まれない。

また、委託業務等における秘密保持に係る誓約書の必要性など、法令等の規定を改めて確認し、適正な事務執行に努められたい。

(講じた措置)

納品確認印や検収確認印のもれについては、支出負担行為において確認印の必要性を改めて担当内で情報共有を行いました。今後は、適正に事務処理を行うよう努めます。

委託業務等における秘密保持に係る誓約書については、改めて法令等の規定及び誓約方法について確認を行い、誓約書の内容を見直し、改善を図りました。今後も適正な事務執行に努めます。

(要改善事項)

監査結果報告書 P3

2 適正な備品管理

備品の廃棄手続きがもれた場合、その廃棄処理が実際に行われたのかどうかや、適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、廃棄処理に際しては、その手続きが確実に行われるよう、管理体制や手続きを整備されたい。

(講じた措置)

適正な備品管理については、廃棄手続きもれの備品については現状に則した状況になるように登録情報の訂正等を実施し、改善を図りました。また、今後は備品の所在・異動状況を定期的に確認し、廃棄手続きについては備品管理システムに遅滞なく登録するなど、適正な管理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P4

3 適正な服務事務

時間外勤務における割増区分の適用誤りについては、ダブルチェックを行う等適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

処理担当者は、ケアレスミスのないよう必ず見直しを行い、複数の目で確認するダブルチェックによって適正な事務処理を行ってまいります。